



# 再審における問題点について

## 背景

### 証拠開示が再審開始に影響を与えた事件



2019年3月28日熊本地裁において再審無罪が確定。  
1985年、熊本県旧下益城郡松橋町所在の被害者宅において、切出小刀で被害者を殺害したとされる事件。  
「焼却されたはずのシャツの左袖部分の布片」が開示され、再審開始に大きな影響を及ぼした。



2018年7月11日大津地裁において再審開始決定。  
1984年、滋賀県蒲生郡日野町で発生した強盗殺人事件。  
一度「不存在」と回答があったのち未開示証拠（「指掌紋を採取したゼラチン紙」「現場指紋検出結果報告書」など）の開示があった。



2017年6月28日鹿児島地裁において再審開始決定。  
1979年、原口アヤ子氏らが被害者を殺害しその死体を遺棄したとされる事件。  
合計1713枚もの写真が開示され、その中に有力な無罪方向の証拠（「捜査段階の現場写真」など）が含まれていた。

ほか布川，足利，東住吉，東電OL，大阪強姦など



## しかし

## 現状

### 再審証拠開示について明文規定が存在しない！

#### 弊害①

#### 「再審格差」

証拠開示の実現に向けた訴訟指揮権の行使が裁判所の裁量に委ねられているために、裁判所の積極的な訴訟指揮によって大幅な証拠開示が実現した事件がある一方、訴訟指揮権の行使に消極的な裁判所があるなど、裁判所によって大きな格差が生じている。

#### 弊害②

#### 「検察官の責務を果たしているとは思われない対応」

検察官が任意に証拠開示に応じることが少ない。さらに、当然存在しているはずの証拠について「不存在」との回答がなされることも少なくない。これは「検察の理念」に定められた検察官の責務を果たしているとは思われない。

証拠開示のルールを明文化した法律の制定を求める

「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」を  
取りまとめました

## 再審請求手続における証拠開示

- 1 対象事件
- 2 証拠一覧表の提出
- 3 証拠開示命令
- 4 証拠の存否調査命令
- 5 生体試料その他の証拠物に関する特則
- 6 証拠開示に関する裁判所の権限

## 再審請求手続外における証拠の閲覧謄写

- 1 証拠品の閲覧等
- 2 証拠書類等の閲覧謄写等

## 証拠の保管のルール

- 1 証拠の適正保管義務
- 2 証拠目録の作成及び送付義務
- 3 裁判所不提出記録及び証拠品の保管等義務

意見書本文は右QRコードからご覧ください！  
※日弁連HPにつながります。



「無辜の救済」「再審請求人に対する  
手続保障」のために